

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から29年4月18日まで

平成3年に年金記録を調べたら、申立期間について脱退手当金を受給した記録となっていた。

社会保険事務所(当時)で何度も「手続はしていない。」と訴えたが、「家族の誰かが手続をしたのではないのか。」と言われ、相手にしてもらえず、そのままにされてしまった。

脱退手当金は、昭和30年1月19日にももらったようになっているようだが、私は、29年4月に結婚し、30年*月*日に長女を出産しており、申立期間当時、私が住んでいたところは、山間部で非常に交通の便が悪いところであり、管轄社会保険事務所の場所も知らなかったし、受給できるわけがない。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は、変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和29年4月に結婚し、改姓していること、及び前述の被保険者台帳(旧台帳)、被保険者名簿及び被保険者記号番号払出簿に記載されている申立人の名前は、区々となっており、訂正処理もされていないことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者のうち、脱

退手当金の支給記録が確認できる 16 人の支給決定日は、資格喪失日から最短で 5 か月後、最長で 1 年 4 か月後で、そのうち資格喪失後 8 か月以上となっている者が 13 人と多く、その期間も区々である上、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる者のうち、連絡先が把握できた 7 人から、申立期間当時の申立事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがわせる供述は得られないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月3日から24年6月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているとの回答があったが、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間当時に退職した同僚は脱退手当金を受給していないと聞いているので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものである。しかし、申立人については、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録により支給されたとする額が法定支給額と一致しておらず、上記被保険者台帳の支給額算定に係る記載内容から判断すると、上記被保険者台帳により支給されたとする額は、当時の法律の規定に基づき算出されていたとは認められない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年10月1日から15年5月1日までの期間及び同年6月1日から16年1月15日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10年10月は26万円、同年11月及び同年12月は32万円、11年1月から同年3月までは30万円、同年4月は32万円、同年5月は41万円、同年6月は30万円、同年7月は24万円、同年8月は30万円、同年9月は36万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、12年1月及び同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月は36万円、同年7月から同年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは36万円、13年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は50万円、同年4月は44万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は44万円、同年11月及び同年12月は34万円、14年1月及び同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円、同年10月から15年1月までは36万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年6月は30万円、同年7月から同年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から16年1月15日まで

年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年10月1日から15年5月1日までの期間及び同年6月1日から16年1月15日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書、預金取引明細記録並びにA社が提出した貸金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成10年10月は26万円、同年11月及び同年12月は32万円、11年1月から同年3月までは30万円、同年4月は32万円、同年5月は41万円、同年6月は30万円、同年7月は24万円、同年8月は30万円、同年9月は36万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、12年1月及び同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月は36万円、同年7月から同年9月までは34万円、同年10月から同年12月までは36万円、13年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は50万円、同年4月は44万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は44万円、同年11月及び同年12月は34万円、14年1月及び同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円、同年10月から15年1月までは36万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年6月は30万円、同年7月から同年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めているところ、平成15年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届け出られていることが確認できる上、当該事業所が提出した申立人に係る貸金台帳等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が当該期間のすべての期間について

一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 5 月に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年8月は38万円、同年9月から同年11月までは53万円、同年12月から14年3月までは59万円、同年4月から同年9月までは56万円、同年10月から15年1月までは53万円、同年2月及び同年3月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月3日から15年4月1日まで

年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書並びにA社が提出した賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成10年8月は38万円、

同年9月から同年11月までは53万円、同年12月から14年3月までは59万円、同年4月から同年9月までは56万円、同年10月から15年1月までは53万円、同年2月及び同年3月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めている上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間のすべての期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成15年8月30日及び同年12月31日は20万円、16年9月10日は25万円、17年1月10日は20万円、同年9月10日は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月30日
② 平成15年12月31日
③ 平成16年9月10日
④ 平成17年1月10日
⑤ 平成17年9月10日

申立期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、すべての申立期間に係る標準賞与額に係る記録は無い。申立期間のうち、3回分の賞与明細書しか所持していないが、これを提出するので、申立期間について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間③、④及び⑤における賞与支給明細書、並びにA社の顧問税理士が提出した、申立人に係る平成15年から17年までの期間に係る所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①、②、④及び⑤については20万円、申立期間③については25万円の賞与の支給を受け、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿により確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年8月30日及び同年12月31日は20万円、16年9月10日は25万円、17年1月10日は20万円、同年9月10日は19万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立期間において、申立人の労働条件等の観点から、賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除は行われていたと推定できるが、資料が無く、厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付したか否かは不明である。」と回答しているが、すべての申立期間において、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる全員について標準賞与額に係る記録が無く、年金事務所が保管する平成16年及び17年の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」において、事業主は、賞与支給月について「定め無し」と申告していることが確認できることから判断すると、事業主は、前述の賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿により確認できる賞与総支給額について、社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与総支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和24年6月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年5月1日から同年6月30日まで

A社に入社してから定年退職するまでの期間において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間は、同社B事業所から同社C事業所に転勤した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人と同時期にA社B事業所に入社した。時期は記憶していないが、申立人が同社C事業所に転勤したのは知っているし、転勤するにあたって、申立人が途中退職したことは無かったと思う。」と供述している上、申立人について、事業所名称は不明であるが、同社B事業所の所在地を管轄する公共職業安定所管内の事業所に係る、申立期間を含む昭和22年11月1日から40年7月30日までの期間に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、申立期間において、申立人が同社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日欄には「24.5.1」と

記載され、同欄から「法改正」と記載されている次の欄に矢印「↓」が記されていることが確認できるところ、前述の被保険者名簿及びそれぞれの同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、昭和 24 年 5 月 1 日以降も継続して同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 6 人には、申立人と同様に「24 年 5 月 1 日法改正」の記録が確認できる一方、同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できる同僚 9 人には「24 年 5 月 1 日法改正」の記録は確認できないことから判断すると、申立人が同日以降も勤務していた者であったことからこれらの記載が行われたことが推認できるとともに、申立人について、「法改正」の日付である同日が誤って厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録されたことがうかがえる。

一方、申立人が、昭和 24 年 6 月 30 日に A 社 C 事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得していることについては、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び前述の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、不自然な点は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理は有効なものとして認められないことから、申立人の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 6 月 30 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の昭和 24 年 5 月 1 日及び同年 6 月 30 日の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 2 月から同年 9 月までの期間における標準報酬月額が 44 万円と記録されているが、実際に支給されていた給与額は 57 万円であった。

同社から入手した「平成 14 年分給与台帳」を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社から入手したとして提出している平成 14 年分給与台帳、及び同社が提出した、申立人に係る平成 14 年分源泉徴収票により、申立期間において、申立人は、毎月、57 万円の給与の支給を受け、オンライン記録で確認できる標準報酬月額 44 万円を上回る標準報酬月額 56 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立期間の標準報酬月額を 56 万円に訂正することが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（44 万円）に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、事業主は、前述の給与台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間において、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2179 (事案 832 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 43 年 3 月まで

国民年金の加入手続や保険料の納付はすべて姉に任せ、姉に立て替えてもらった保険料は、姉の家に帰った際にその都度返済していたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたところ、申立期間は国民年金保険料の納付済期間として認められないとの通知を受け取ったが、同通知には納付できない。

今回、妹が自身の年金記録の件で年金事務所に相談に行った際、私と妹の名前が続けて記載された書類を見たことを、妹から聞き、申立期間が納付済期間であることが確認できるのではないかと思うので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人が離婚してから 4 年を経過した昭和 43 年 3 月 25 日に再度払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人自身は、国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の姉も国民年金への加入手続や保険料の納付を行ったことについての具体的な記憶が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の妹が年金事務所に相談に行った際、申立人とその妹の名前が続けて記載された書類を見たことを申立人の妹から聞いたことにより、申立期間が国民年金保険料の納付済期間であることが確認できるのではないかとして再申立てを行っているところ、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、前述の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の妹が婚姻後に改姓した名前で、昭和43年3月25日に申立人の国民年金手帳記号番号とともに連番で払い出されていることが確認できたものの、当該払出しの事実は、前回の申立時において確認済みのものであることから、これをもって当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 4 月に、また、夫は、46 年 4 月に国民年金に加入するとともに、保険料を納付したが、A 県 B 町（現在は、C 町）役場に照会したところ、夫婦の 48 年 4 月以前の国民年金被保険者台帳は無いと言われ、保険料の納付記録も同年 4 月からの記録になっているが、夫婦共、保険料の納付開始時期が私の記憶している時期と食い違っているのは納付できない。

私が夫婦の国民年金の加入手続を行ったが、昭和 48 年 4 月に役場で手続を行ったことはない。

領収書や年金手帳は残っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間に係る納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の払出状況から、昭和 48 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、当該払出時点において、申立期間のうち、41 年 4 月から 46 年 9 月までの期間は、時効により保険料が納付できない期間であり、46 年 10 月から 48 年 3 月までの期間は、当該記号番号の払出時点において、現年度納付の納期限を過ぎていることから、B 町役場が発行する納付書により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、当該記号番号の払出時期は、第 2 回特例納付の実施時期であるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料は役場発行の納付書により納付したと主張するのみで、一括納付したとの主張は無く、申立人において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで

妻は、昭和 41 年 4 月に、また、私は、46 年 4 月に国民年金に加入するとともに、保険料を納付したが、A 県 B 町（現在は、C 町）役場に照会したところ、夫婦の 48 年 4 月以前の国民年金被保険者台帳は無いと言われ、保険料の納付記録も同年 4 月からの記録になっているが、夫婦共、保険料の納付開始時期が私の記憶している時期と食い違っているのは納付できない。

妻が夫婦の国民年金の加入手続を行ったが、昭和 48 年 4 月に役場で手続を行ったことはない。

領収書や年金手帳は残っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間に係る納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の払出状況から、昭和 48 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、当該払出時点において、申立期間のうち、46 年 4 月から同年 9 月までの期間は、時効により保険料が納付することができない期間であり、46 年 10 月から 48 年 3 月までの期間については、当該記号番号の払出時点において、現年度納付の納期限を過ぎていることから、B 町役場が発行する納付書により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、当該記号番号の払出時期は、第 2 回特例納付の実施時期であるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料は役場発行の納付書により納付したと主張するのみで、一括納付したとの主張は無く、申立人において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 55 年 8 月まで

国民年金保険料の督促状が送られてきたので、母が、将来、私が国民年金を満額受給できなくなると困ると思い、保険料をA市B区Cに所在する社会保険事務所（当時）で納付していたと記憶している。

母が当時納付した際に受け取った領収書などは所持していないが、確かに納付したと思うので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年9月ごろに、D社会保険事務所（当時）において払い出されたものと推認されることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持したことは無いと供述しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳には、「国民年金 初めて被保険者になった日 平成5年3月1日」と記載されており、オンライン記録により、申立人は、勤務していた事業所を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した時点までさかのぼって国民年金の第1号被保険者資格を取得し、第3号被保険者に種別変更を行うまでの平成5年3月から同年8月までの国民年金保険料を7年1月19日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、納付可能な期間までさかのぼって国民年金保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人の母親は、「国民年金保険料の督促状が送られてきたので、

慌ててA市B区Cにある社会保険事務所で保険料を納付した。」と主張しているが、A市B区Cに所在するE社会保険事務所（当時）は、昭和62年に開設されており、申立人の母親は、同社会保険事務所では申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 9 月 14 日まで
② 昭和 36 年 10 月 3 日から 38 年 7 月 21 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 5 日から 41 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、まとめて脱退手当金を受給した記録になっている。

しかし、A社については、脱退手当金を受給した記憶があるが、他の2事業所も含めて3事業所の脱退手当金をまとめて受給した記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給されていることを意味する「脱」の表示がされている上、申立期間の脱退手当金には、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和 41 年 9 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間①、②及び③について、脱退手当金は一括して支給決定されているが、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 41 年当時、社会保険事務所において、別番号で管理されていた厚生年金保険被保険者記録を同一人の被保険者記録として把握することは困難であったと考えられ、申立期間①と申立期間②及び③は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることから、申立人の関与が無ければ、脱退手当金の請求はできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①について、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者

期間については昭和 36 年に脱退手当金を受給した記憶があると申し立てているが、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者期間は 18 月であり、それ以前に厚生年金保険の被保険者期間がなく、当時の脱退手当金の受給要件とされていた「第 2 種被保険者（女子）が、昭和 53 年 5 月末までに退職し、2 年以上の被保険者期間があるとき」には該当しない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を一括して受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 56 年 1 月 16 日まで
(A社B事業所)
② 昭和 56 年 1 月 16 日から 59 年 7 月 1 日まで
(A社)
③ 平成 16 年 7 月 15 日から 18 年 1 月 1 日まで
(C社)

「ねんきん定期便」に示された「標準報酬月額と標準賞与の月別状況」について、私が所持している給与明細書と照合したところ、申立期間の標準報酬月額に係る記録が給与明細書の給与総支給額と相違していることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が主張するとおり、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書に記載された給与総支給額に見合う標準報酬月額は、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及び同被保険者名簿で確認できる標準報酬月額と相違している期間があることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

A社B事業所を含む同社各支店等について、厚生年金保険の一括適用を行っているA社は、「申立人の申立期間①における標準報酬月額の見出しは、社会保険事務所（当時）の記録どおりに行い、厚生年金保険料についても社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料額を控除し納付した。」と回答している。

また、D年金基金は、「A社B事業所から当基金に届出があった、申立期間①における申立人に係る標準報酬月額の記録は、申立人が提出した、『ねんきん定期便』に示された『標準報酬月額と標準賞与の月別状況』に記載されている標準報酬月額と一致している。同社B事業所が昭和44年4月1日に当基金に加入した以降の期間において、給与明細書の厚生年金保険料欄の金額については、厚生年金保険法に定める基金加入員の厚生年金保険料率で算定した保険料額に、当基金に係る基本掛金率で算出した掛金額が合算されたもの（D年金基金の場合、この合算額は、基金に加入していない事業所の一般被保険者に係る厚生年金保険料率で算定した厚生年金保険料額と一致する。）を記載している。49年10月以降の期間においては、当該合算額に、本人拠出分の加算掛金額を合算したものを記載している。」と回答しているところ、前述の給与明細書から推認できる厚生年金保険料の控除額は、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなど、社会保険事務所における不自然な事務処理は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人が主張するとおり、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書に記載された給与総支給額に見合う標準報酬月額は、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる標準報酬月額と相違している期間があることが確認できる。

しかしながら、申立期間①と同様に、前述の給与明細書から推認できる厚生年金保険料の控除額は、前述の被保険者名簿における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなど、社会保険事務所における不自然な事務処理は確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人が主張するとおり、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書に記載された給与総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と相違している期間があること

が確認できる。

一方、当該期間のうち、平成 16 年 7 月及び同年 8 月については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（30 万円）より高い標準報酬月額（32 万円）に見合う控除額であることが確認できるところ、C社の経理責任者は、「申立人については、資格取得時の平成 16 年 7 月の標準報酬月額について、30 万円で届出を行っていた。しかし、当時の事務担当者が、その後、届出とは異なる標準報酬月額 32 万円に見合う厚生年金保険料を控除していることに気づいた。そのため、同年 9 月分の厚生年金保険料について、標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料額を控除することにより調整し、その後は、届出どおりの標準報酬月額 30 万円に見合う保険料額を控除した。」と供述しており、申立人が提出した同年 9 月の給与明細書において、標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成 16 年 10 月から 17 年 12 月までの期間については、当該期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、C社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

- 4 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 34 年 11 月 2 日まで

申立期間において、A社B事業所で、測量業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間前に勤務していたC事務所に籍を置いたまま、A社B事業所の業務に従事していたが、給与は、同社の所属課長から手渡しで支給されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が、「申立人は、C事務所をいったん退職した後に、期間ははっきり記憶していないが、A社に約半年間から1年間ぐらいの期間において勤務し、その後、再度事務所に戻ってきた。」と供述し、申立人がA社B事業所で一緒に勤務していたと記憶している6人の者の姓名が、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社B事業所において業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間において、C事務所に籍を置いてA社B事業所で勤務していたと申し立てているが、C事務所に係る前述の被保険者名簿において、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を、昭和32年5月1日に喪失した後、34年11月2日に再度取得していることが確認でき、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、当該記録は、同事務所に係る前述の者の供述と符合している。

また、申立人がC事務所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失してから再度取得するまでの期間において、同事業所及びA社B事業所とは別の事

業所における2か月間の厚生年金保険の被保険者記録が、当該別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において確認できることなどから判断すると、申立期間当時、申立人が、C事務所に継続して籍を有していたと推認することは困難である。

さらに、A社B事業所について、申立人は、前述のとおり、C事務所に籍を置いて勤務していたと供述し、給与については、「他の従業員より2日又は3日遅れで、所属課長から手渡されていた。また、私の給与については、災害復旧費から支給されていると聞いたことがある。」と申し立てているところ、申立期間当時、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、「給与は、経理担当課の窓口を受け取りに行っており、正職員であれば、給与支給日に差異があるのは考えにくい。申立人の給与が災害復旧費から支給されていたのであれば、申立人は臨時雇いの者であったと思われる。そのような給与形態の者については、厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」と供述している。

加えて、A社B事業所に係る前述の被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が同時期に自身と同じように他社から同社B事業所に派遣された者として名前を挙げている同僚については、申立期間を含む昭和30年10月26日から36年10月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）でも、申立期間において、申立人のC事務所及びA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

さらに、適用事業所名簿によれば、C事務所及びA社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。